旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第１６条の３第３項の規定により公表します。

令和８年１１月１３日

旭川市長　今　津　寛　介

１　契約の名称及び概要

(1) 契約の名称　令和８年度資源ごみ回収拠点運営業務Ｂ

(2) 契約の概要

ア　業務内容

「使用済小型家電」「古紙」「布類」「リターナブルびん」「プラスチック製品」「傘」「金属」の回収拠点を設置するとともに、回収物の選別及び分解を行う。

イ　履行期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

ウ　発注部局及び問合せ先

旭川市東旭川町下兵村３番地の５
旭川市環境部クリーンセンター
電話　０１６６－３６－２２１３

２　契約を締結した年月日

令和８年４月１日

３　契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

旭川市豊岡８条５丁目２番４号
特定非営利活動法人ニムビン　理事長　山口　昌宏

４　契約金額

固定的経費　６６０，０００円（うち消費税及び地方消費税相当額６０，０００円）

変動的経費

受入れに要する費用

使用済小型家電	１ｋｇ当たり８．８円	（うち消費税及び地方消費税相当額０．８円）
古紙	１ｋｇ当たり８．８円	（うち消費税及び地方消費税相当額０．８円）
リターナブルびん	１ｋｇ当たり８．８円	（うち消費税及び地方消費税相当額０．８円）
布類	１ｋｇ当たり８．８円	（うち消費税及び地方消費税相当額０．８円）
プラスチック製品	１ｋｇ当たり８．８円	（うち消費税及び地方消費税相当額０．８円）
傘	１ｋｇ当たり８．８円	（うち消費税及び地方消費税相当額０．８円）
金属	１ｋｇ当たり８．８円	（うち消費税及び地方消費税相当額０．８円）

資源化に要する費用

古紙	１ｋｇ当たり１４．３円	（うち消費税及び地方消費税相当額１．３円）
ﾘﾀｰﾅﾌﾞﾙびん	１ｋｇ当たり１４．３円	（うち消費税及び地方消費税相当額１．３円）

ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製品	１ｋｇ当たり２４．２円（うち消費税及び地方消費税相当額２．２円）
傘	１ｋｇ当たり２４．２円（うち消費税及び地方消費税相当額２．２円）
金属	１ｋｇ当たり２４．２円（うち消費税及び地方消費税相当額２．２円）

５　契約の相手方とした理由

(1)　障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設（事業所）を設置運営する法人であること。

(2)　地域のバランスを考慮し、設置場所が豊岡・西・中央・大成・朝日・啓明方面であること。

(3)　選定する法人の履行場所は、資源物の回収拠点として広く市民に認識されており、廃止した場合市民の利便性を損ない、かつ、ごみの減量、資源化に影響を与えるおそれがあること。

(4)　保管場所、作業場所及び作業に必要な工具、人員等を有しており、資源の選別等の実績があること。

上記を満たす特定非営利活動法人ニムビンから提出された見積金額が予定価格内であったため。